

令和3年6月9日

学生の皆さんへ

椋山女学園大学
学長 後藤宗理

新型コロナウイルスに係るワクチン接種に伴う授業欠席の取扱いについて

現在、国内で順次新型コロナウイルスに係るワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種が行われているところですが、今後、学生の皆さんに対してもワクチンの接種が行われる予定です。

については、新型コロナウイルス対策としてのワクチン接種の重要性及び有効性を考慮し、ワクチン接種時及び接種後の体調不良に伴う下記の授業欠席については、公認欠席制度を適用し、失格の要件となる欠席としては取り扱わないこととします。

記

対象	手続
①ワクチン <u>接種日</u> に欠席する場合	学生は事前に担当教員へ連絡し、接種後に担当教員へワクチン接種済証等を提示すること。
②ワクチン <u>接種後</u> に軽度の副反応（発熱、頭痛、倦怠感等）の症状があり、欠席する場合（接種翌日から2日以内）	学生は次回登校時等に担当教員へ事情説明及びワクチン接種済証等の提示をすること。 ※なお、発熱等の症状が接種日の翌日から2日以内におさまればその翌日から学生の登校を可とします。

以上

※発熱等の症状が3日以上続く場合や、接種後2日以内であっても症状が重い場合やワクチンでは起こりにくい症状（咳や咽頭痛、味覚・嗅覚の消失、息切れ等の症状）がみられるなど感染を疑う症状がある場合には、医療機関等を受診してください。その診断結果に基づき「新型コロナウイルス感染症に関連した学内の対応（公認欠席）等について」（令和3年6月8日：大学ホームページ「新型コロナウイルス感染症 本学の対応（お知らせ：在学生の方へ）」に掲載）に定める公認欠席制度の適用対象とします。

（大学への報告の際には電話又は電子メール等による学修・生活指導教員又は学科主任への報告に加えて、大学ホームページに掲載の「新型コロナウイルス感染に係る報告フォーム」への入力も行ってください。）